

第422回南国市議会定例会会議録

第6日 令和3年9月13日 月曜日

出席議員

1番 杉 本 理	2番 丁 野 美 香
3番 西 山 明 彦	4番 神 崎 隆 代
5番 植 田 豊	6番 西 本 良 平
7番 浜 田 憲 雄	8番 斉 藤 喜美子
9番 岩 松 永 治	10番 西 川 潔
11番 土 居 恒 夫	12番 有 沢 芳 郎
13番 中 山 研 心	14番 前 田 学 浩
15番 村 田 敦 子	16番 岡 崎 純 男
17番 野 村 新 作	18番 浜 田 和 子
19番 土 居 篤 男	20番 福 田 佐和子
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

な し

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 村 田 功
副 市 長 三 木 敏 生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中 島 章
参事兼財政課長 渡 部 靖	参事兼企画課長 松 木 和 哉
情報政策 課 長 竹 村 亜希子	危機管理 課 長 山 田 恭 輔
税 務 課 長 高 野 正 和	市 民 課 長 崎 山 雅 子
子育て支援課長 溝 渕 浩 芳	長寿支援 課 長 島 本 佳 枝
保健福祉センター 所 長 藤 宗 歩	環 境 課 長 谷 合 成 章
農林水産 課 長 古 田 修 章	農地整備 課 長 田 所 卓 也
商工観光 課 長 長 野 洋 高	建 設 課 長 濱 田 秀 志
地籍調査 課 長 横 山 聖 二	都市整備 課 長 若 枝 実

住 宅 課 長	山 崎 伸 二	上下水道 局 長	橋 詰 徳 幸
会 計 管 理 者 兼 参 事 兼 会 計 課 長	秋 田 節 夫	福 祉 事 務 所 長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	伊 藤 和 幸
生 涯 学 習 課 長	中 村 俊 一	農 業 委 員 会 長 事 務 局	弘 田 明 平
消 防 長	小 松 和 英		

— * —

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

— * —

議 事 日 程

令和 3 年 9 月 13 日 月曜日 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 1 号 令和 2 年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第 2 議案第 2 号 令和 2 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 議案第 3 号 令和 2 年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 議案第 4 号 令和 2 年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第 5 議案第 5 号 令和 2 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 6 議案第 6 号 令和 2 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第 7 議案第 7 号 令和 2 年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 議案第 8 号 令和 2 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第 9 議案第 9 号 令和 2 年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議案第 10 号 令和 2 年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第 11 議案第 11 号 令和 3 年度南国市一般会計補正予算
- 第 12 議案第 12 号 令和 3 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 13 議案第 13 号 令和 3 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第 14 議案第 14 号 令和 3 年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第 15 議案第 15 号 令和 3 年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 16 議案第 16 号 令和 3 年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 17 号 南国市人権を尊重するまちづくり条例
- 第 18 議案第 18 号 南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

- 第19 議案第19号 市道の廃止について
- 第20 議案第20号 市道の認定について
- 第21 議案第21号 スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第22 報告第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第23 報告第2号 令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第24 報告第3号 令和2年度南国市一般会計継続費精算報告について
- 第25 報告第4号 令和2年度健全化判断比率の報告について
- 第26 報告第5号 令和2年度資金不足比率の報告について
- 第27 報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第28 報告第7号 南国市消防団（東部分団）消防ポンプ自動車購入契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第29 報告第8号 南国市消防団（篠原班）消防ポンプ自動車購入契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第30 報告第9号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第31 報告第10号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第32 報告第11号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第33 報告第12号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第34 報告第13号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について

— ＊ —

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第34まで

— ＊ —

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

— ＊ —

議案第1号から議案第21号まで、報告第1号から報告第13号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第21号まで及び報告第1号から報告第13号まで、以上34件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。

私は、議案第1号令和2年度南国市一般会計歳入歳出決算について、令和2年度南国市一般会計・特別会計決算審査意見書の7ページの南国・香南・香美租税債権管理機構について質問します。

南国市が2012年4月1日に香南市、香美市とこの機構を立ち上げたときに、機構のほうへ移管する最低金額というものは1件のトータルが100万円以上を考えており、全体の取扱件数は年400件を想定しているということでした。

その後、2018年4月1日には南国・香南・香美租税債権管理機構規約を変更して、それまでに扱っていた滞納税にその他の公課やその他の債権も同時に共同処理できるようにしました。本山町、大豊町、土佐町から委託された滞納事案の処理も行っているということでした。

今回の決算意見書の内容では108件、6,820万6,000円を移管しということですが、単純にこの金額を件数で割ると1件当たり63万1,537円になります。

以前は100万円以上の困難な滞納事案を移管するということでしたが、今は少ない金額でも安易に租税債権管理機構に移管しているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） おはようございます。村田議員の御質問にお答えをいたします。

移管金額につきまして、平成24年9月議会で村田議員に、本税延滞合わせて100万円以上の滞納者を移管対象として抽出し、400件のうち南国市は140件を移管すると答弁をしております。

債権管理機構は平成24年設立でございます。機構設立前の平成23年度歳入歳出決算書記載の市税収入未済額は4億3,900万円、令和2年度は1億3,400万円です。滞納整理が進むことにより高額滞納者は減少し、移管対象額を下げております。

平成31年度20万円以上、令和2年度・令和3年度15万円以上で抽出を行い、移管件数も基本を100件とし、令和2年度からは介護保険料、後期高齢者保険料も含めて対象者を選定しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） それでは、現在では10万円、15万円ぐらいの滞納でも移管をされているということですが、10万円とか15万円ぐらいだったら税務課で納付相談を行えないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 令和3年度で15万円以上ということでございまして、抽出をして機構への移管の予告書というの送付をいたします。それで、納税相談で金額が少なければ移管予告の段階で税務課のほうで分納の計画が立てれるというようなこともあって、抽出条件はそれでございますが、少ない金額の方については機構に移管せずに税務課のほうで対応するということも可能でございまして。すいません、ちょっと統計等を取ったわけではございませんが、そういう確率が高くなりますしお話もつきやすく、移管に至らないということも往々にあると思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 確かに機構を稼働させる前には4億3,000万円あった滞納額が、現在では1億3,000万円になっているということですので、その大きな100万円以上の滞納の件数は解消がかなり進んでいると思いますので、機構にやはり仕事があるためにはその少ない金額のものも移管していると思うんですが。やはりその10万円とか15万円とかいう金額でしたら、できるだけ税務課できめ細やかに相手の本当に事情を聞いてあげて、一緒に生活再建をさせるように、納付していただくように相談をしてほしいと思います。

また、県下には高幡広域市町村圏事務組合、幡多広域市町村圏事務組合、安芸市広域市町村圏事務組合と南国・香南・香美の4租税債権管理機構があります。地域性や運営年数も違いますので単純に比較することはできないと思うのですが、徴収率を競うようなことはないでしょうか。昨年より徴収率が高くなっているという決算結果ですが、徴収後生活できないようでは適正な処理ができているとは言えません。相談を受けて個々の事情を聞いて、生活再建と一緒に考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 南国機構の徴収率につきまして、令和2年度の各機構を集計した資料が現時点で作成されておりません。令和元年度の県下4機構の徴収率を比較いたしますと、安芸機構が63.6%、南国機構が57.7%、幡多機構49.9%、高幡機構47.1%となっております。率につきましては機構が引き受けた全ての税目なので決算書とはちょっとずれがあります。

結果として徴収率がよければ担当職員の意欲向上にはつながると思いますが、順位を競うた

めといった理由で強引な手法で徴収を行うということはありません。徴収方法につきましては厳しいとの印象があると思いますが、納付方法で最も多いものは自主納付となっております。

自宅などへの搜索を行い動産の差押えをすることがありますが、室内の状況により生活困窮が判明した場合に福祉部署への連絡を行った事例、納付相談預貯金調査により多重債務が確認された場合は債務整理を勧めるようにといったことも行っております。搜索や財産調査により担保力がないと判断した場合に、滞納処分の執行停止相当、これ以上税を納付することはできませんというような意見書を機構がつけて、移管先の南国市へ返すこともありまして、そういった場合は生活再建と一緒に相談するようなこととなります。以上でございます。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 議案第21号スポーツセンター津波避難施設建設工事請負契約の締結についてお尋ねをいたします。

先日来、新聞報道では香南市に情報の機密漏えいがあったということで、担当課長、業者、そして議員も送検をされたということが報道されておりました。業者と職員だけでなく、予算執行について監視する立場での議員が加わっていたことは非常に深刻だと受け止めました。

公金の使い方が徹底していないのではないのか、市民の血税である大切な公金です。職員はもとより議会も同じように法令遵守の立場に立つよう教訓を、南国市はこれまで大変何回も痛い目に遭っておりますから、そういう教訓も生かすべきではないかと思いますが、市はこれまでの経験も含めどのような職員への対策を取っておられるのか、生かされているのかどうか、また万全なのかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 香南市のほうではそういった事例が起こったということですが、本市におきましては前副市長の官製談合事件を受けまして、再発防止策といたしまして、随意契約のガイドラインを作成し全職員に配付しております。また、技師及び各部署の契約担当者等には別途説明会を開催し、入札のみならず全ての契約が公正に行われるよう指導をしてきました。新規採用職員に対しましても、毎年新採研修におきましてガイドラインを配付の上、注意を徹底しております。

また、本年４月にはガイドラインを一部改定し、施工決定における決裁を発注契約段階と２段階に分けて明確にするなど、さらなる徹底を図っております。

今後も引き続き、全職員に対して公正な契約が行われるよう指導を続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○２０番（福田佐和子） これまでも、事件が起きた後は必ず法令遵守をして職員にも徹底をすると言いながら繰り返された歴史もあります。ぜひ職員も含め、そして私たち議会も含め、きちんと法令遵守に徹するということを明確にして市民には報告をしなければ、このままではやはりまた同じことが繰り返されるのではないかという不安があります。

そこで、県は１年間の指名停止を行いました。市はどうするのかお聞きをしたいと思います。今回のこの入札には加わっておりまして、落札業者と僅かの差で入札をしておりますので、もしかしたら落札をしていたかもしれない業者になってしまったわけですがけれども、今後の業者に対する市の対応をお聞きします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回の案件につきましては、県のほうでは１年間の指名停止ということで先日出ておりました。

本市におきましても、県に準じまして１年間の指名停止をする予定になっております。なお、指名停止につきましては契約等審議会のほうで最終決定をするというような形になります。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○２０番（福田佐和子） ぜひこの問題を対岸の火事とせずに、南国市でも襟を正してやっていただきたいということを求めて終わります。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第21号の質疑を終結いたします。

報告第１号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第１号の質疑を終結いたします。

報告第２号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第7号の質疑を終結いたします。

報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第8号の質疑を終結いたします。

報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第9号の質疑を終結いたします。

報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第10号の質疑を終結いたします。

報告第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第11号の質疑を終結いたします。

報告第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第12号の質疑を終結いたします。

報告第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第13号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号、報告第2号、以上2件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

報告第1号、報告第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号、報告第2号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第3号から報告第13号まで、以上11件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号まで、以上21件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和2年度南国市一般会計歳入歳出決算

議案第3号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条債務負担行為の補正

第3条地方債の補正

議案第21号 スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について

産業建設常任委員会

議案第2号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

議案第4号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議案第7号 令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

議案第9号 令和2年度南国市水道事業会計決算の認定について

議案第10号 令和2年度南国市下水道事業会計決算の認定について

議案第11号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

議案第12号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第15号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算

議案第16号 令和3年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第19号 市道の廃止について

議案第20号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第5号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第 6 号 令和 2 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第 8 号 令和 2 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和 3 年度南国市一般会計補正予算

第 1 条歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第10款教育費

議案第13号 令和 3 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第14号 令和 3 年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第17号 南国市人権を尊重するまちづくり条例

議案第18号 南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

＊

陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） 今期定例会で受理いたしました陳情は、お手元へ配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

(「陳情文書表」 ★データ挿入)

＊

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。明14日と15日の2日間は委員会審査等のため休会し、9月16日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

9月16日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時24分 散会